第3章 誰もが安心して暮らすことのできる 生活支援づくり

第1節 相談・指導の充実

低所得者世帯については、経済的な困窮に至った個々の事由を分析し、各種制度の有効かつ 効果的な活用を図り、実情に応じた指導助言を行っています。

また、家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員活動を行っています。

1 生活保護の相談

単位:件

+ロ=火 /廾 米৮	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
相談件数	341	356	459	

2 家庭児童相談室

近年の社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関して種々複雑な問題が発生しています。

このような状況の中で、家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化等家庭における児童福祉の向上を図るための相談支援を行っています。

相談内容別延べ件数

単位:件

	区 分	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
養護	児童虐待相談	2, 188	3, 172	8, 427
相談	その他の相談	1, 531	1, 738	3, 953
	保健に関する相談	8	4	7
	肢体不自由に関する相談	50	75	37
	視聴覚に関する相談	0	0	0
障がい	言語発達に関する相談	0	0	0
相談	重症心身障害に関する相談	0	0	0
	知的に関する相談	20	11	18
	発達に関する相談	3	3	40
非行	・触法行為等に関する相談	0	3	2
	性格行動に関する相談	165	82	46
育成	不登校に関する相談	148	191	233
相談	適正に関する相談	0	0	0
	育児・しつけに関する相談	157	147	45
そ	の他	6	18	25
	合 計	4, 276	5, 444	12, 833

[※] 令和元年度よりシステムを導入したことにより、統計項目の見直しをしました。

3 要保護児童対策地域協議会

児童虐待など要保護児童について、児童問題にかかわる関係機関(県、市、民生委員・児童委員、教育関係等)との連携を強化し、児童虐待等の防止対策を総合的に推進するため設置しています。

また、協議会の活動を効果的に推進するため、組織形態を代表者会議・実務者会議・個別 支援会議の3層構造とし、児童虐待防止ネットワークのきめの細かい情報の共有などの充実 を図っています。

児童虐待に関する家庭児童相談室への年度別通報・相談件数 単位:件

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
通報·相談件数	2, 188	3, 172	8, 427

第2節 援護措置の充実

1 生活保護

生活保護は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国 民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活 を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

(1) 保護の種類

生活保護の種類は、次の8種類となっています。

- ア 生活扶助 衣食その他日常生活及び移送に必要な費用
- イ 住宅扶助 家賃、補修、その他住宅に必要な費用
- ウ 教育扶助 教科書、学用品、その他義務教育に伴う必要な費用
- エ 介護扶助 介護を受けるために必要な費用
- オ 医療扶助 病気の治療に必要な費用
- カ 出産扶助 出産のため必要な費用
- キ 生業扶助 生業・高校就学に必要な資金、器具、資材及び技能習得に必要な費用
- ク 葬祭扶助 葬式を行うために必要な費用

(2) 被保護世帯、人員及び保護率

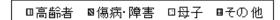
被保護世帯、人員及び保護率の推移

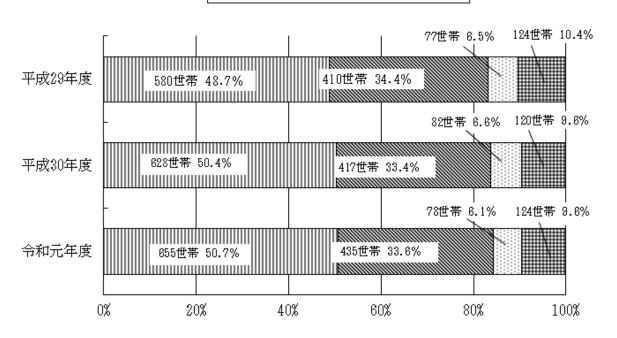
(年度末数)

区 分	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
被保護世帯	1, 191	1, 247	1, 292
被保護人員	1, 636	1, 708	1, 750
保護率(‰)	8.8	8.9	8.9

(3)被保護者の世帯類型別構成

被保護者の世帯類型別構成





被保護者の世帯類型別構成

	平成 29 年度		平成 3	0 年度	令和元年度	
区 分	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
高 齢 者	580	48. 7	628	50.4	655	50. 7
傷病・障害	410	34. 4	417	33. 4	435	33.6
母 子	77	6. 5	82	6.6	78	6. 1
その他	124	10. 4	120	9.6	124	9.6
合 計	1, 191	100	1, 247	100	1, 292	100

(4) 生活保護費

生活保護費の種類別構成の推移

	<u>7</u>	平成 29 年度		<u>7</u>	平成 30 年度			令和元年度			
区 分	Zボ / 米ケ	扶助額	割合	Z正 1 米分	扶助額	割合	ズボ 1 米ケ	扶助額	割合		
	延人数	(千円)	(%)	延人数	(千円)	(%)	延人数	(千円)	(%)		
生活扶助費	17, 575	878, 636	32. 4	18, 025	902, 895	31. 7	18, 237	886, 851	30. 1		
住宅扶助費	17, 755	536, 248	19. 7	18, 154	555, 032	19. 5	18, 610	559, 861	18. 9		
教育扶助費	1,664	21, 152	0.8	1, 571	17, 732	0.6	1, 447	15, 009	0.5		
介護扶助費	3, 200	57, 564	2. 1	3, 503	79, 940	2.8	3, 844	101, 287	3. 43		
医療扶助費	15, 889	1, 186, 993	43. 7	16, 161	1, 259, 215	44. 3	16, 819	1, 355, 342	45. 9		
出産扶助費	1	293	0	1	360	0	0	0	0		
生業扶助費	560	9, 384	0.3	647	8, 207	0.3	675	8, 724	0.3		
葬祭扶助費	33	7, 885	0.3	28	6, 113	0.2	32	6, 664	0.2		
施設事務費	98	13, 517	0.5	81	11, 404	0.4	62	8, 457	0.3		
中国残留邦人 生活支援給付金	24	2, 051	0. 1	24	1, 981	0.1	24	2, 050	0. 1		
就労自立給付金	30	2, 179	0. 1	19	1, 205	0	23	1, 368	0		
進学準備給付金				5	700	0	10	1, 400	0		
合 計	56, 829	2, 715, 902	100	58, 219	2, 844, 784	100	59, 783	2, 947, 013	100		

(注)各年度の決算額

※ 集計は、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、数値の合計が 100.0%にならない場合があります。

(5) 保護の開始及び廃止

生活保護の年度別推移

区	分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
申請	申請件数		198	218
開始	世帯数	175	176	190
開始	人数	242	236	257
廃止	世帯数	136	121	141
光 北	人数	173	144	180
却下件数(取り)下げを含む)	27	17	32

第3節 扶助制度の充実

母子家庭又は父子家庭及び父母のいない児童を養育する家庭(以下「ひとり親家庭等」といいます。)の経済的負担と精神的不安を軽減し、自立を促進することを目的として、医療費の助成や諸手当を支給し、安定した生活が送れるように扶助制度の充実を図っています。

1 ひとり親家庭等医療費等助成制度

ひとり親家庭等に対し、医療費等を助成することにより、ひとり親家庭等の母、父若しく は養育者の経済的負担及び精神的不安の軽減を図ります。

_	_ , ,,, ,, ,, ,, ,,		
区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延受給世帯数	1, 541	1, 515	1,556
延件数(件)	10, 284	10, 623	10, 729
助成額(円)	25, 944, 189	26, 781, 486	26, 633, 775

ひとり親家庭等医療費等助成状況

2 児童扶養手当

児童扶養手当は、一定の要件を満たしている 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日 (一定の障害の状態にある場合は、20 歳の誕生日の前日)までの児童を監護しているひとり親家庭等の母、父若しくは養育者に支給します。

《手当の基準額・令和元年度》

(1 人目) 全部支給: 42,910 円/月、一部支給: 42,900 円~10,120 円/月

(2人目) 全部支給:10,140円/月加算、一部支給:10,130円~5,070円/月加算

(3 人目以上) 全部支給: 6,080 円/月加算、一部支給: 6,070 円~3,040 円/月加算

児	音	扶	萶	丰	当	专	給	状	況
26	垂	1/	100		_	_	ᄱᄔ	''	// 6

		平成 29	年度	平成 30 年度		令和元年度			
区 分	受給	対象	支給額(円)	受給	対象	支給額(円)	受給	対象	支給額(円)
	者数	児童数		者数	児童数		者数	児童数	
児童 1人	454	454		434	434		438	438	
2 人	211	422		195	390		205	410	
3 人	53	159		59	177		60	180	
4人以上	13	60		10	48		9	46	
合 計	731	1,095	351, 771, 300	698	1,049	349, 990, 230	712	1,074	448, 680, 660

3 流山市児童育成手当

児童扶養手当の支給要件に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日(心身に一定の障害の状態にある場合は20歳に達する日)までの間にある者)を2人以上監護している、又は18歳に達する日後の4月1日以後市長が指定する学校に在学している20歳未満の者(心身に一定の障害の状態にある者を含む。)を監護しているひとり親家庭等の母、父若しくは養育者に支給します。

加田市九里自成于自文和									
区	分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度					
18 歳に達する日以後の最初 の3月31日までの間にある 者及び一定の障害の状態に	対象児童数 (人)	364	351	362					
ある 20 歳未満のもの (第 2 子以降) 4,000 円	支給額(円)	17, 836, 000	18, 528, 000	16, 564, 000					
18 歳に達する日後の 4 月 1 日以後市長が指定する学校	対象児童数 (人)	1	3	2					
に在学中の児童 20,000円 (一定の障害の状態にある 第2子以降の在学中の児童 24,000円)	支給額(円)	340, 000	680, 000	460, 000					
습 計	対象児童数 (人)	365	354	364					
一 一	支給額 (円)	18, 176, 000	19, 208, 000	17, 024, 000					

流山市児童育成手当支給状況

4 流山市遺児等手当

父若しくは母が死亡し、又は重度の障害の状態にある 16 歳 (心身に一定の障害の状態に ある場合は 20 歳) 未満の児童を養育している方に支給します。

(12歳以下の者1人/1か月4,000円・13歳以上の者1人/1か月6,000円)

	٠, ٥٠ عم	, — // ₁₁	p	
区	分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
12 歳以下の者	対象児童数(人)	50	45	44
12 // 1 0 2-1	支給額(円)	2, 424, 000	2, 264, 000	2, 468, 000
10 告以 [の本	対象児童数(人)	43	37	35
13 歳以上の者	支給額(円)	2, 754, 000	2, 784, 000	3, 384, 000
合 計	対象児童数(人)	93	82	79
	支給額(円)	5, 178, 000	5, 048, 000	5, 852, 000

遺児等手当支給状況

5 母子家庭等就労促進費用助成制度

(1) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父の自立支援を図るため、指定された教育訓練講座を受講 した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部(6 割相当額) を助成するものです。

(2) 母子家庭等高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等就労に有利な資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、4年間を限度に生活負担の軽減を図るとともに資格の取得を容易にするため助成するものです。

(3) 母子家庭等高等職業訓練修了支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師等の資格取得のため1年以上の養成機関で修業 し、養成課程を修了した場合に、資格取得に係る負担を軽減するために助成するものです。

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

ひとり親家庭の親又は20歳未満の子が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等が実施する受験対策講座を受講し、養成課程を修了した場合及び高校卒業程度認定試験に全て合格した場合に、給付金を支給することにより資格取得に係る負担軽減を図るとともに、学び直しを支援するものです。

母子家庭等就労促進費用助成状況

D.	· · 分		29 年度	平成 30 年度		令和元年度	
区	Ħ	件数	金額(円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
自立支援教育訓練給付金		1	24, 000	5	301, 692	7	330, 537
高等職業訓練促進給付金		7	6, 913, 500	6	5, 784, 000	6	7, 696, 000
高等職業訓練修	高等職業訓練修了支援給付金		100,000	1	25, 000	3	125, 000
ひとり親家庭高等学校卒業程度		0	0	0	0	0	0
認定試験合格支援	事業給付金	0	0	0	U	0	U

6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

ひとり親家庭の親が高等職業訓練促進給付金を活用する場合、入学準備金及び就職準備金を貸し付けることにより就学・就職を容易にします。養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に貸付を受けた都道府県内において就職し、取得した資格が必要な業務に5年間就労継続した場合は、貸付に係る返済が免除されます。社会福祉法人千葉県社会福祉協議会が実施主体となって運営し、市が貸付に係る相談及び申請等の窓口となっています。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付状況

区	分	平	成 29 年度	平	成 30 年度	令	和元年度
種類	上限額	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額(円)
入学準備金	50 万円	3	1, 500, 000	2	1, 000, 000	0	0
就職準備金	20 万円	2	268, 300	2	357, 100	0	0
合	計	5	1, 768, 300	4	1, 357, 100	0	0

7 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の経済的自立を支援する目的で千葉県が実施主体となって行っており、市が貸付に係る相談及び申請等の窓口となっています。

母子·父子·寡婦福祉資金貸付実績 金額単位:千円

		平成 28 年度				平成 29 年度							
区	分	母子福	福祉資金	父子福	祉資金	寡婦福	祉資金	母子福	祉資金	父子福	祉資金	寡婦福	祉資金
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
修	学	1	3, 840	0	0	0	0	3	5, 180	0	0	0	0
就学	支度	0	0	0	0	0	0	1	300	0	0	0	0
生	活	0	0	0	0	0	0	1	4, 371	0	0	0	0
合	計	1	3, 840	0	0	0	0	5	9, 851	0	0	0	0

		平成 30 年度				令和元年度							
区	分	母子福	福祉資金	父子福	祉資金	寡婦福	祉資金	母子福	祉資金	父子福祉	业資金	寡婦福祉	业資金
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	件数	金額	件数
修	学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学	支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生	活	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第4節 その他の生活支援

1 生活困窮者自立支援制度

自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談窓口です。生活困窮者が抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行います。

(1) 自立相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行う窓口を設置し、生活困窮者が抱える複合的な課題を受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を確認した上で、就労準備支援のほか、住居確保給付金支給などの関係事業との連携を含めた支援計画を策定し、これに沿った支援を行います。

(2) 就労準備支援

複合的な課題を抱える生活困窮者が就職活動を行うために必要な支援をします。生活習慣の形成を目的とした「生活自立支援」、就労の前段階として必要な社会的能力を身につけることを目的とした「社会自立支援」、継続的な就労経験の場を提供し一般就労への就職活動に向けた技法や知識の習得を目的とした「就労自立支援」を段階的に実施しています。

就労準備支援状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規相談受付件数	201	185	259
プラン作成件数	58	68	88
就労支援対象者数	34	43	56
就労者数	12	14	32

(3) 住居確保支援事業

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある65歳未満の者に対し、住居確保給付金を支給することにより安定した住居の確保と就労自立を図るものです。

住居確保支援状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
住居確保支援件数	69	7	10

(4)子ども学習支援

生活に困窮する世帯又は、困窮する恐れのある世帯の中学校3年生を対象に市内の学習 塾の協力により学習支援及び進路指導を行い、高等学校への進学率を向上させることで貧 困の連鎖の防止を図るものです。

子どもの学習支援状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
子ども学習支援利用者数	1	24	34

2 特定疾病療養者見舞金制度

特定疾病の療養者及びその保護者に対して、見舞金を支給し、闘病若しくは労苦に報いるものです。

特定疾病療養者見舞金支給状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者(人)	1,754	1, 945	1, 984
支給金額 (千円)	43, 850	48, 625	49, 600

3 災害見舞金制度

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水等の異常な自然現象又は火事等の災害により家屋が被害を 受けた場合、被災世帯に、見舞金を支給します。

災害見舞金支給状況

区	分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全焼 (壊)	世帯数	0	2	4
土炭 (坂)	金額 (円)	0	60,000	110, 000
	世帯数	0	1	2
半焼(壊)	金額 (円)	0	20,000	40, 000
床上浸水	世帯数	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0
合 計	世帯数	0	3	6
	金額 (円)	0	80,000	150,000

4 被爆者健康管理見舞金制度

原爆被爆者に見舞金を支給することにより、被爆者の闘病若しくは労苦に報い、健康の保 持意欲及び生活意欲の増進に寄与するものです。

被爆者健康管理見舞金支給状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
対象者(人)	64	65	62
支給額(円)	640, 000	650, 000	620, 000

5 臨時福祉給付金

平成 26 年 4 月から消費税率が 5 %から 8 %に引上げられたことに伴い、低所得者への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図ることを目的としています。

種類	支給額(円/人)	受給者数(人)	支給総額 (円)
高齢者向け	30, 000	10, 906	327, 180, 000
平成 28 年度	3,000	17, 313	51, 939, 000
平成 29 年度	15, 000	18, 653	279, 795, 000
障害遺族基礎年金受給者向け	30,000	521	15, 630, 000

[※]平成29年度で事業は終了しています。

6 戦傷病者・戦没者遺族等への事業

(1) 戦傷病者の援護

旧軍人軍属等であった方が公務上傷病にかかり、今なお一定程度以上の障害を有する場合や、療養の必要がある場合に戦傷病者手帳の交付が受けられます。

この手帳の交付を受けた方で、一定の条件を満たすときは、次の援護が行われます

ア 療養の給付 (療養費の支給)

戦傷病者の公務上の傷病又はこれと医学的因果関係のある傷病について、厚生労働大臣の指定する医療機関(主に国立病院等)において、診察、薬剤、手術等その他の治療等を行うものです。

イ 療養手当の支給

療養の給付を受けている1年以上の長期入院患者で傷病恩給等の年金を受けていない 方に支給されます。

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている戦傷病者が公務上の傷病により死亡した場合、そのご遺族に支給されます。

エ 更生医療の給付

第5款症以上の身体障害の戦傷病者が、社会復帰のための手術などを必要としたとき に行われます。

オ 補装具の支給、修理

公務上の傷病により、第3款症以上の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、肢体不自由 (肢切断を含みます。)又は中枢神経機能障害のある戦傷病者に対して、身体機能の 欠損等を補い、職業生活や日常生活を容易にするため、その者の請求により、盲人安全 つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他厚生労働大臣が定める補装具の支給又は修理 が行われます。

カ 国立保養所への入所

第2項症以上の重度の戦傷病者で必要と認められる場合は、国立保養所に入所するこ

とができます。

キ JRの鉄道、連絡船への乗車・乗船についての無賃の取扱(「JR 戦傷病者乗車(船) 券類引換証」の交付)

戦傷病者と戦傷病者に同行する介護者については、旅客会社の鉄道及び連絡船に乗車 船する際、無賃の取り扱いが受けられます。

(2) 戦没者遺族等への援護

旧軍人、軍属などの遺族には、「恩給法」により「公務扶助料」「特例扶助料」が、また、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」により「遺族年金」「遺族給与金」が支給される制度があります。このほか戦没者の妻等に対し、特別給付金や特別弔慰金が支給される制度があります。

(3) 戦没者追悼式

先の大戦において、国内外で亡くなられた戦没者並びに戦禍によって亡くなられた戦災 死没者に対して、追悼の誠を捧げるとともに恒久平和を祈念するため戦没者追悼式を行っ ています。

戦没者追悼式参列者

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参列者数(人)	159	162	145

7 児童手当

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の 社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

ア 支給対象 中学校修了前の児童を養育している者

イ 所得制限 あり

ウ 支給額 平成24年4月分から(人/円)

3歳未満		15,000 円	
3歳以上	第1子・第2子	10,000 円	
小学校修了前 第3子以降		15,000 円	
中学生		10,000 円	
特例給付		5,000 円	

児童手当支給状況

区	分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
が田学	延児童数(人)	57, 199	59, 596	60, 418
被用者	支給額(円)	857, 965, 000	893, 920, 000	906, 270, 000
北州田李	延児童数(人)	6, 172	5, 791	5, 438
非被用者	支給額(円)	92, 580, 000	86, 865, 000	81, 570, 000
被用者 3 歳以上小	延児童数(人)	140, 320	148, 093	155, 359
学校修了前	支給額(円)	1, 458, 145, 000	1, 539, 285, 000	1, 615, 270, 000
非被用者3歳以上	延児童数(人)	23, 725	23, 407	21, 471
小学校修了前	支給額(円)	254, 475, 000	251, 155, 000	230, 435, 000
小学校修了後中学	延児童数(人)	42, 281	42, 429	42, 813
校修了前	支給額(円)	422, 810, 000	424, 290, 000	428, 130, 000
胜何炒人一	延児童数(人)	43, 965	48, 864	55, 141
特例給付 	支給額(円)	219, 825, 000	244, 320, 000	275, 705, 000
Δ ≇L	延児童数(人)	313, 662	328, 180	340, 640
合 計	支給額(円)	3, 305, 800, 000	3, 439, 835, 000	3, 537, 380, 000

8 特別児童扶養手当

重度又は中度の障害者(20歳未満)の方を育てている家庭に支給しています。対象者は、 重・中度の障害者(20歳未満)を監護している父母、又は養育者(養育者については、父母 に監護されない障害者(20歳未満)を同居養育し、生計を維持していること)。

手当の内容

士公姑	1級(重度)障害児	月額 52, 200 円	
支給額	2級(中度)障害児	月額 34,770円	
支給月	4月、8月、11月		
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み		
所得制限	受給者本人又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えるときは、支給されません。		

特別児童扶養手当支給状況

区 分	平成 29 年度	平成30年度	令和元年度
支給人数(人)	248	265	283

9 特別障害者手当

重度の重複障害などのため、在宅で常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の方に支給される手当です。

対象者は、年齢が20歳以上であり、3か月以上の入院をしていないこと。 身体障害者療護施設等の施設に入所していないこと。

手当の内容

支 給 額	月額 27, 200 円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人、配偶者及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。

特別障害者手当支給状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給人数(人)	102	100	105

10 障害児福祉手当

重度の障害があるため、在宅で常時介護を必要とする 20 歳未満の方に支給される手当です。 対象者は、年齢 20 歳未満であり、肢体不自由児施設等の施設に入所していないこと。 手当の内容

支 給 額	月額 14,790円
支 給 月	2月、5月、8月、11月
支給方法	受給者が指定した金融機関への口座振込み
所得制限	本人及び扶養義務者等の所得により支給制限があります。

障害児福祉手当支給状況

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給人数(人)	67	65	73

11 千葉県心身障害者扶養年金

心身障害者を挟養している方が、その生存中、毎月一定の掛金を納付し、万一のことが あった場合、後に残された心身障害者に終身一定の年金を給付しています。

給付額

・年金(加入者が死亡又は重度障害となったとき、障害者の生存中毎月支給)

1人1口 月額 20,000円

・ 弔慰金 (加入者の生存中、障害者が死亡したとき)

加入期間に応じて、一時金が支給されます。

区 分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
加入者数(人)	44	46	44
年金受給者数(人)	41	41	41

[※]生活保護世帯、市民税非課税及び均等割世帯については減免又は緩和の制度があります。

12 流山市福祉手当

特別障害者手当・障害児福祉手当を受けられない心身障害者に支給される手当です。

(1) 手当の内容

	(円/月)		身体	療育		精神
	8, 650	ねたきり(注1)		A •A		
支給額	7, 900	1・2 級		В Ø 1		1・2級
人 和領	6, 900		3級	ВО	2	3級
	8、11、4月 各月末日(土日初	兄の場合その前	日)に4か月	分を支給	
	(注1)6 か月以上居宅で病臥している介添が必要な20歳以上65歳未満の方					
所得	非課税世帯 市民税均			税均等割世帯 課税世帯		課税世帯
制限	全額支給		半額支	え給		不支給
以在 从	生活保護、国手当、障害福祉サービス、介護保険の利用者					
対象外	(利用停止後に再申請可)					
申請	通帳、印鑑、障害者手	手帳、個人番号				

(2) 流山市福祉手当支給状況

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
支給人数(人)	3, 508	1, 324	856
支給額(円)	120, 586, 383	70, 878, 450	69, 867, 975

平成28年4月1日福祉手当改正